

第22回

定時株主総会 招集ご通知

ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルスの感染防止のため、株主総会当日はご来場をご遠慮いただきますよう強くお願い申し上げます。

つきましては、インターネット（又は書面）で議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議案

議案 剰余金処分の件



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/3850/>



企業理念

Mission

オープンな発想と積極的なチャレンジを通じて、
人・企業・社会・そして未来をつなぎ、お客様の
イノベーションと成長に貢献します

Vision

明日のワクワクを創り出す、
リーディングソリューションカンパニーへ

Value

挑 戦

お互いを尊重しながら、
固定概念に捉われない発想でチャレンジし続けます

協 創

積極的なコミュニケーションをはかりながら、
全社一丸となって社会に新たな価値を創造します

驚きと感動を

最先端の技術要素を探求し、
驚きと感動を生むソリューションを提供します

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに第22回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当社では2020年3月期よりデジタル時代に向けた新たな中期計画を策定し、「DX実現のソリューションパートナーへ」をスローガンに全社を上げて取り組んでおります。

テレワーク環境がこれまで以上に広がる中で、従来のアナログ業務をデジタル化して労働生産性を大きく向上させたいという「DX（デジタルトランスフォーメーション）」に対するお客様の期待は大きく、当社は当分野での新ソリューションの創出やパートナーとの関係づくり、サービス力の向上などに集中して成果をあげていきたいと考えております。

ここに謹んでご挨拶を申し上げますとともに、今後とも引き続きご支援ご鞭撻を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。



株式会社NTTデータ イントラマート
代表取締役社長
中山 義人

Q イントラマートの対象マーケットと今後の見通しについて教えてください

創業以来、ワークフロー（申請、承認などの決裁業務の電子化）という日本企業の商慣行に基づいたマーケットを対象にビジネスを拡大し、13年連続でシェアNo1となっています。

近年はワークフローで培った「つなぐ技術」を応用し、人やシステム・顧客・取引先まで含めた業務プロセスの自動化（BPMと呼ばれます）の市場に参入、着実にビジネスを伸ばしています。この市場は、働き方改革の機運を背景に、RPAやAI、OCRなど関連の技術も含めて今後大きく伸長することが期待されています。

Q 対象マーケットにおける競合との差別化について教えてください

業務プロセス自動化のマーケットは、IT業界の中でも急成長している注目市場です。そのため、外資系大手をはじめ多くの競合がいます。またベンチャー企業などもデジタル技術を活用したソリューションにより市場参入してきました。

しかし、以下の点で競合優位な差別化が可能になると考えています。

- ・当社が長年培った技術に基づいた製品プロダクトの強み
- ・全国200社を超えるパートナーとの強固なリレーション
- ・7500社を超える導入実績とノウハウによる包括的な業務改善サポートサービスの提供

Q 中長期的な成長施策について教えてください

・当社ソリューションをクラウド環境で利用して素早く効果を出したいというお客様ニーズは大きく拡大しています。今後は様々な業務アプリケーションを開発しクラウド搭載していくことで、さらなるサブスクリプション収入の拡大に努めてまいります。

・お客様の業務改善をサポートする上流コンサルティング (DXコンサルティング) も伸びています。今後はコンサルティング要員の拡充により、サービス収入の一層の拡大に努めてまいります。

・特定業界に精通したパートナーとの提携により、業界向けクラウドサービスをスタートします。新たなサブスクリプションモデルの新規事業を立ち上げるとともに、社会問題の解決にも努めてまいります。

目次

第22回定時株主総会招集ご通知	1	提供書面	
株主総会参考書類		事業報告	7
議案 剰余金処分の件	6	連結計算書類	24
		計算書類	27
		監査報告	30

証券コード 3850
2021年5月31日

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

株 主 各 位

NTT DATA

東京都港区赤坂四丁目15番1号
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート
代表取締役社長 中山 義人

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットによって議決権を行使することができます（4～5ページ参照）。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2021年6月15日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区紀尾井町1番4号
東京ガーデンテラス紀尾井町4階
メインルームC+D |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第22期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第22期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 決議事項
議案 | 剰余金処分の件 |

以 上

■ ウェブサイト掲載のご案内

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.intra-mart.jp/ir/meeting.html>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

- ①連結計算書類の連結注記表
- ②計算書類の個別注記表

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.intra-mart.jp/ir/meeting.html>) に掲載させていただきます。

■ 新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、株主様の安全を第一に考え、株主総会の開催方針を以下のとおりとさせていただきます。

何卒、ご理解、ご協力のほど、お願い申し上げます。

- ◎感染リスクを避けるため、本年は株主総会当日のご来場を見合わせ、書面又はインターネットによる議決権行使を強くご推奨申し上げます。（詳細は4～5ページ）
- ◎当日の様子は、インターネットによるライブ配信でご覧いただけます。なお、ライブ配信の利用の場合、会社法上の出席に該当しないため、当日の議決権行使や質問はできません。議決権は事前に行使してご参加ください。
- ◎株主様同士のお席の間隔を広くとるため、例年よりも座席数を減らしての開催とさせていただきます。
- ◎議場に来場の株主様に置かれましては、マスク着用をお願いいたします。
- ◎株主総会に出席する役員、及び運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
- ◎おみやげのご用意はございません。

新型コロナウイルス感染症の1日も早い収束を心よりお祈り申し上げます。

■ インターネットによるライブ配信のご案内

当社は本定時株主総会において、新型コロナウイルス感染拡大防止への対応として、株主総会会場での密集を避けるため、インターネットにより株主総会の模様を映像と音声でライブ配信いたします。

1) 配信日時

2021年6月15日（火） 午前10時から株主総会終了時まで

2) ご視聴方法（ライブ配信システムへのログイン方法）

	パソコンから	スマートフォン タブレット端末から
アクセス先 URL	https://vgm.smart-portal.ne.jp	下記のQRコードをスマートフォンや タブレット端末で読み取りください。 (ID、Passwordの入力は不要です)
ID Password	ID : 3850 2021 0615 0022 Password: Ndim2021 入力後、ログインボタンをクリックし てください。	

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

QRコードを読み取れるアプリケーション（又は機能）が導入されていることが必要です。

3) ご資料に関する留意事項

- ・ご使用のパソコン・スマートフォンの環境やインターネットの接続環境等の影響により、映像や音声に不具合が生じる場合がございます。また、スマートフォンの機種によってはご覧いただけないこともございます。
- ・ご視聴いただく際の通信料金等は、株様のご負担となります。
- ・ライブ配信用のサイトでは議決権行使を行うことはできないため、書面やインターネットによる事前の講師をお願いいたします。
- ・万一、何らかの事情によりライブ配信を中止する場合は、当社ウェブサイト (<https://www.intra-mart.jp/ir/>) にてお知らせいたします。

4) ライブ配信に関するお問い合わせ先

ご不明の点は、みずほ信託銀行 証券代行部までお問い合わせください。

電話番号 **0120-288-324**（土日休日を除く9：00～17：00）



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2021年6月15日(火曜日)
午前10時




書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月14日(月曜日)
午後5時30分到着分まで



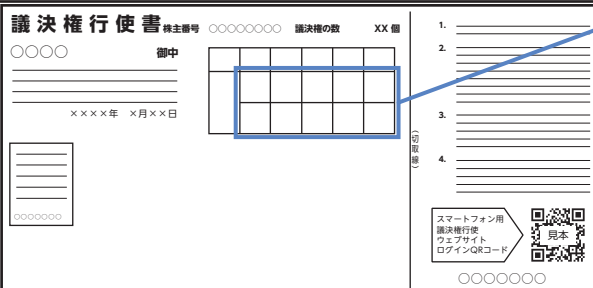
インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月14日(月曜日)
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 冊

御中

××××年 ×月××日

ここに議案の賛否をご記入ください。

議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトにログインQRコード

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

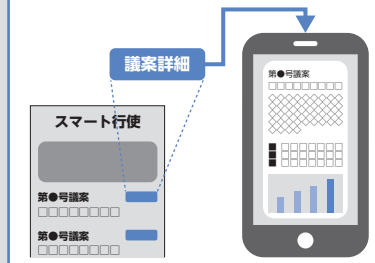
1. ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使[®]」

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

「スマート行使」の画面上で
株主総会議案の詳細が参照可能になりました



「スマート行使」での議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、下記2.の手順により再度議決権行使をお願いいたします。

※ログインQRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。

2. 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力
(初回のみ) ご自身で新しい
パスワードを設定してください
「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524
(受付時間 平日9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けており、株主の皆様への利益還元と内部留保充実のバランスを総合的に判断し、業績と市場の状況に応じて柔軟に対応することを、配当政策の基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績、中長期的な見通し、投資計画及び資金状況並びに株主の皆様への利益還元等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金11円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は53,291,645円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月16日といたしたいと存じます。

以上

(提供書面)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

売上高	前連結会計年度比	経常利益	前連結会計年度比
59億12百万円	14.5%減	1億70百万円	76.4%減
営業利益	前連結会計年度比	親会社株主に帰属する 当期純利益	前連結会計年度比
1億68百万円	76.6%減	1億7百万円	79.6%減

当連結会計年度における我が国経済は、前半においては新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大により経済活動や社会生活全般に甚大な影響を受け、個人消費や企業収益の悪化をもたらしました。後半にかけ徐々に持ち直しの兆しが見えてきているものの、依然として予断を許さない状況が続いております。

このような情勢のもと、当社グループは「①DX実現に向けた新しい販売モデルの構築、②ソリューションの競争力強化、③サービス分野の大幅な強化と持続的な成長、④業務効率化と人材育成」を当期の重点方針として掲げ、引き続き業績の向上に努めてまいりました。

具体的には「①DX実現に向けた新しい販売モデルの構築」として、働き方改革やDX（デジタルトランスフォーメーション）を背景に、「業務プロセス全体のデジタル化・自動化による生産性向上」に向けて、ワークフロー/BPMを中心とした機能強化を図ってまいりました。また、業務ノウハウ

や高度な専門知識をもつ企業とパートナー契約を締結し、販売網の拡大に努めてまいりました。その結果、当社製品が株式会社富士キメラ総研『ソフトウェアビジネス新市場2020年版』の「ワークフロー市場」分野において、13年連続第1位を獲得いたしました。

「②ソリューションの競争力強化、③サービス分野の大幅な強化と持続的な成長」につきましては、アドビ株式会社（代表取締役社長：ジェームズ マクリディ）が提供する電子サインサービス「Adobe Sign」、弁護士ドットコム株式会社（本社：東京都、代表取締役：内藤 陽介）が提供する Web 完結型クラウド契約サービス「クラウドサイン」等と連携することにより、官民で広がる「脱ハンコ、ペーパーレス」の取り組みを推進し、政府・行政・企業・ユーザ間で行われるあらゆる契約プロセスをデジタル化し、利便性向上と業務の効率化を図ってまいりました。また、一般社団法人日本 OMG（統括本部：東京都港区、代表理事：吉野晃生）と、BPM (Business Process Modeling) 分野を中心にビジネスプロセス管理や関連するフレームワークの知識とスキルを測定する世界標準の認定資格試験「OCEB 2」の企画・運営において協業し、DX人材の育成強化に取り組んでまいりました。

「④業務効率化と人材育成」につきましては、働き方改革を推し進めるとともに、体制強化に向けた採用活動を推進してまいりました。

当社グループが事業を展開する情報サービス産業におきましては、企業競争力強化や働き方改革を背景に、DX推進に関わるIT投資需要が堅調に推移したものの、新型コロナウイルス感染拡大の影響により新規提案活動が困難になる等、厳しい状況にありました。

この結果、売上高5,912,604千円（前期比14.5%減）、営業利益168,441千円（前期比76.6%減）、経常利益170,362千円（前期比76.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益107,344千円（前期比79.6%減）となりました。

事業別の業績は、次のとおりです。

(イ) パッケージ事業

「intra-mart」は、全国の特約店パートナーを通じて販売しており、Accel-Martや保守等のストックビジネスは堅調に推移した一方、ライセンス販売は持ち直しの兆しはあるものの、全般に低調に推移しました。

この結果、売上高は3,833,101千円（前期比2.3%減）となりました。

(ロ) サービス事業

「intra-mart」を利用したシステム開発や周辺サービス等は、受注やプロジェクト開始時期の遅れ等により、全般に低調に推移しました。

この結果、売上高は2,079,503千円（前期比30.5%減）となりました。

事業区分	売上高（千円）		増減率（%）
	前連結会計年度	当連結会計年度	
パッケージ事業	3,923,184 (56.7)	3,833,101 (64.8)	(△2.3)
サービス事業	2,992,162 (43.3)	2,079,503 (35.2)	(△30.5)

(注) () 内は構成比 (%) であります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は191,408千円で、その主なものは当社の無形固定資産の取得（189,315千円）によるものであります。当該金額は、販売用ソフトウェアを除いております。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

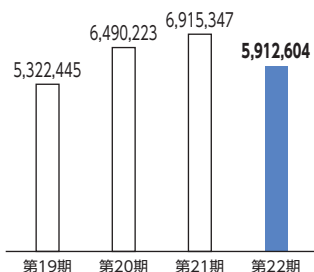
当連結会計年度においては、増資等による資金調達はありません。

なお、設備投資資金は、自己資金をもって充当しました。

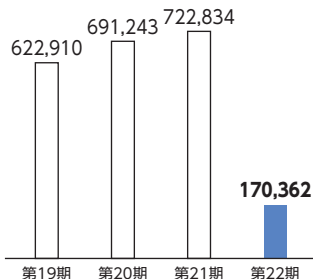
(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

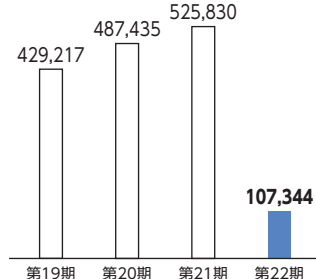
▶ 売上高 (単位：千円)



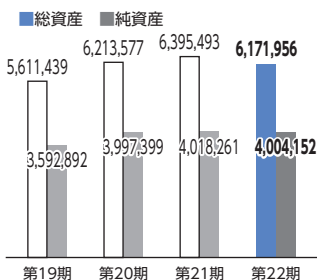
▶ 経常利益 (単位：千円)



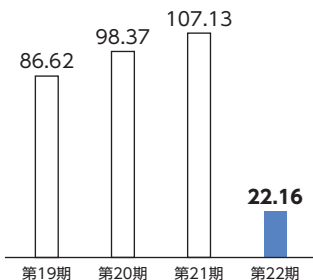
▶ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：千円)



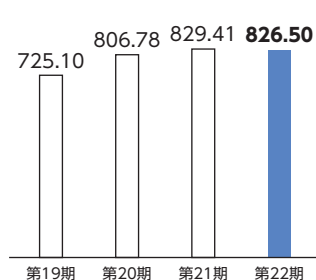
▶ 総資産/純資産 (単位：千円)



▶ 1株当たり当期純利益 (単位：円)



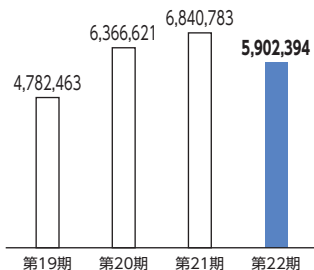
▶ 1株当たり純資産 (単位：円)



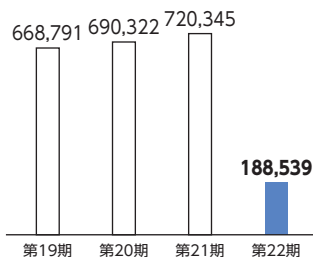
区 分	第 19 期 (2018年3月期)	第 20 期 (2019年3月期)	第 21 期 (2020年3月期)	第 22 期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売 上 高(千円)	5,322,445	6,490,223	6,915,347	5,912,604
経 常 利 益(千円)	622,910	691,243	722,834	170,362
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	429,217	487,435	525,830	107,344
1株当たり当期純利益(円)	86.62	98.37	107.13	22.16
総 資 産(千円)	5,611,439	6,213,577	6,395,493	6,171,956
純 資 産(千円)	3,592,892	3,997,399	4,018,261	4,004,152
1株当たり純資産額(円)	725.10	806.78	829.41	826.50

②当社の財産及び損益の状況

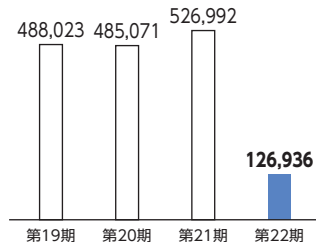
≫ 売上高 (単位：千円)



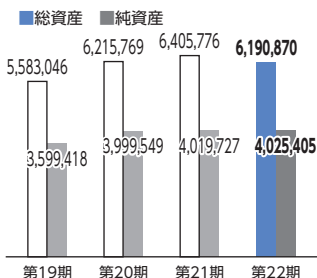
≫ 経常利益 (単位：千円)



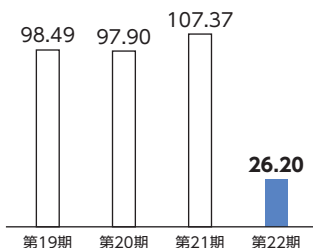
≫ 当期純利益 (単位：千円)



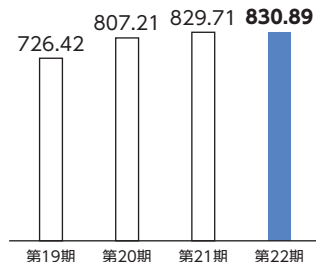
≫ 総資産/純資産 (単位：千円)



≫ 1株当たり当期純利益 (単位：円)



≫ 1株当たり純資産 (単位：円)



区 分	第 19 期 (2018年3月期)	第 20 期 (2019年3月期)	第 21 期 (2020年3月期)	第 22 期 (当事業年度) (2021年3月期)
売 上 高(千円)	4,782,463	6,366,621	6,840,783	5,902,394
経 常 利 益(千円)	668,791	690,322	720,345	188,539
当 期 純 利 益(千円)	488,023	485,071	526,992	126,936
1株当たり当期純利益 (円)	98.49	97.90	107.37	26.20
総 資 産(千円)	5,583,046	6,215,769	6,405,776	6,190,870
純 資 産(千円)	3,599,418	3,999,549	4,019,727	4,025,405
1株当たり純資産額 (円)	726.42	807.21	829.71	830.89

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

株式会社エヌ・ティ・ティ・データは、当社の株式2,320,000株（議決権比率47.9%）を保有しており、実質的な支配基準により、当社の親会社であります。また、株式会社エヌ・ティ・ティ・データの親会社はNTT株式会社及び日本電信電話株式会社であり、同社は当社の株式2,320,000株（議決権比率47.9%）を間接所有しており、当社の親会社であります。

当社は、各親会社との間において、当社製品の販売及びサービスの提供等の取引を実施しております。これらの取引については、他の特約店と同様の取引条件で実施しており、当社取締役会においても同様の理由により当該取引が当社の利益を害するものではないと判断しております。

また当社は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データより、取締役及び監査役を招聘しております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の議決権比率	所在地	主要な事業内容
株式会社NTTデータ・イントラマートCSI	10百万円	100.0%	東京都品川区	当社製品に関する各種サービスの提供
NTTデータイントラマートソフトウェア系統（上海）有限公司	2,100千米ドル	60.0%	中国上海市	当社製品の販売及び当社製品に関する各種製造

(4) 対処すべき課題

2021年4月に3度目の緊急事態宣言が発出され、第4波への懸念もあり、新型コロナウイルス感染症の影響は今後も続く想定しております。一方、業種によるバラつきはあるものの、景気回復の兆しが見られ、企業の設備投資も徐々に再開されていくものと見込んでおります。

その中で情報サービス産業は、ニューノーマル時代を勝ち抜くための業務効率化や競争力強化等のDX推進に向けた投資需要が続くものと思われま

す。このような状況のもと、当社グループはソフトウェアやサービスの力で企業活動に貢献するというビジョンを掲げ、先端技術を活用した統合的なDXソリューションカンパニーとして飛躍できるよう、継続的な製品開発やソリューション開発を積極的に取り組んでまいります。また、グループ全体で付加価値の高いソリューションの提供やサービスレベルの向上を実現することにより、今後、期待が広がるローコード開発へ事業領域の拡大を図ってまいります。

市場ニーズに応じたソリューション強化・拡充は当社の継続的な発展のための重要な要素と捉えております。その為にも優秀な人材の確保・育成は不可欠であり、体制強化に向けた採用活動と社員の育成に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

主要な事業内容は以下のとおりです。

事業区分	事業内容
パッケージ事業	Webシステム基盤を構築するためのパッケージソフトウェア「intra-mart」製品の販売及び保守を行っております。
サービス事業	「intra-mart」製品を利用したWebシステム構築に関するコンサルティング、システム開発及び教育研修を行っております。

(6) **主要な事業所** (2021年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

(本社) 東京都港区赤坂四丁目15番1号

② 重要な子会社の主要な事業所

上記「(3) 重要な親会社及び子会社の状況」の「②重要な子会社の状況」に記載の所在地のとおりです。

(7) **使用人の状況** (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
パッケージ事業	99名	11名増
サービス事業	109名	5名増
全社(共通)	22名	2名減
合計	230名	14名増

(注) 1. 使用人数は就業人数であり、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。

2. 全社(共通)として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
226名	16名増	37.8歳	6.4年

(注) 1. 使用人数は就業人数であり、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。

2. 平均年齢及び平均勤続年数は社外から当社への出向者、及び当社から社外への出向者を除いて算出しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 11,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,955,000株
- (3) 株主数 2,461名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	2,320,000株	47.89%
中山 義 人	575,100株	11.87%
株式会社日本カストディ銀行	241,200株	4.98%
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMB OURG FUNDS/UCITS ASSETS	230,000株	4.75%
株 式 会 社 D T S	127,000株	2.62%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	111,300株	2.30%
五 味 大 輔	65,000株	1.34%
伊藤忠テクノソリューションズ株式会社	60,000株	1.24%
株式会社日立ソリューションズ	60,000株	1.24%
NECネクソソリューションズ株式会社	60,000株	1.24%

- (注) 1. 当社は、自己株式110,305株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 持株比率は小数点第3位を四捨五入しております。

- (5) **その他株式に関する重要な事項**
該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中山 義人	執行役員 NTTデータイントラマートソフトウェア系統(上海)有限公司 董事長 (株)NTTデータ・ビジネスインテグラル 取締役
取締役	鈴木 誠	執行役員 管理本部長
取締役	溝 渕 敬 司	(株)エヌ・ティ・ティ・データ ビジネスソリューション事業本部 デジタルビジネスソリューション事業部長
取締役	中 村 靖	メタウォーター(株) 代表取締役 執行役員社長
取締役	伊 藤 卓	弁護士・弁理士 (伊藤法律特許事務所) 特定非営利活動法人 ジョムスン 監事
常勤監査役	坂 本 茂	
監査役	川 畑 文 昭	
監査役	河 西 謙 治	(株)エヌ・ティ・ティ・データ 法人・ソリューション事業推進部 企画部 アライアンス担当 部長

- (注) 1. 取締役中村靖氏及び伊藤卓氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役坂本茂氏及び川畑文昭氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 当事業年度中の役員の異動は次のとおりであります。
 ① 取締役北村友朗氏は、2020年6月11日開催の第21回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
 ② 取締役溝渕敬司氏は、2020年6月11日開催の第21回定時株主総会において選任され、就任いたしました。
 ③ 取締役中村靖氏は、2020年6月11日開催の第21回定時株主総会において選任され、就任いたしました。

4. 監査役河西謙治氏は、(株)エヌ・ティ・ティ・データグループにおいて長年にわたり企画部門に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役中村靖氏、伊藤卓氏、並びに監査役坂本茂氏、川畑文昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 社外役員に関する「重要な兼職の状況」につきましては、後記「(3) 社外役員に関する事項」の①をあわせてご参照ください。
7. 責任限定契約の内容

当社と各取締役（業務執行取締役を除く）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該役員がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

① 取締役及び監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額は、次のとおりです。

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	47,019 (7,746)	34,346 (7,746)	12,673 (-)	4 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	8,149 (8,149)	8,149 (8,149)	- (-)	2 (2)
合 計 (うち社外役員)	55,169 (15,896)	42,496 (15,896)	12,673 (-)	6 (4)

(注) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

② 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬は、当社は現在成長段階であり、業績の向上が企業価値の向上に寄与するものと考え、主に当社グループの経営成績（売上高、営業利益等）を評価指標とし、その目標達成度に応じて総合的に判断し、決定しております。

③取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2006年6月28日開催の第7回定時株主総会において年額1億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は0名）です。

監査役の報酬限度額は、2008年6月18日開催の第9回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

④取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については、親会社及び独立社外取締役に對して説明を行い、取締役会にて決定しております。

取締役の個人別の報酬等については、株主総会で決議された額の範囲内で、役位ごとの役割や責任範囲に基づき相応しい水準を確保するとともに、業績向上に対する適切なインセンティブを付与するという方針の下で、月額報酬として支給することとしており、報酬構成割合は、標準的な業績の場合、おおよそ「基本報酬：業績連動報酬＝7：3」となるよう設定しております。ただし、社外取締役の個人別の報酬等については、業務執行から独立した立場であることから業績に連動させず、基本報酬のみを月額報酬として支給することとしております。

取締役の個人別の報酬等は後掲⑤のとおり決定されており、上記方針に沿うものであると取締役会は判断しております。

⑤取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役中山義人に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた業績連動報酬の額の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	兼職先会社名	兼職内容	関係
社外取締役	中村 靖	メタウォーター株式会社	代表取締役社長 執行役員社長	(注) 1
社外取締役	伊藤 卓	伊藤法律特許事務所 特定非営利活動法人ジヨムスン	弁護士・弁理士 監事	(注) 2

- (注) 1. 取締役中村靖氏の兼職先であるメタウォーター株式会社と当社との間には、製品の販売及びサービス提供等の取引関係があります。
2. 取締役伊藤卓氏の兼職先である伊藤法律特許事務所及び特定非営利活動法人ジヨムスンと当社との間には、重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		活 動 状 況
取締役	中 村 靖	就任後当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回に出席いたしました。会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識のもとに、経営を適切に監督するため、独立した客観的な立場から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を行っております。
取締役	伊 藤 卓	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。弁護士として法律に関する専門的な知識と経験に基づき、経営を適切に監督するため、独立した客観的な立場から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	坂 本 茂	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。豊富な実務経験並びにこれに基づく高い見識のもとに、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、内部統制監査、業務監査等に関して必要な発言を行っております。
監査役	川 畑 文 昭	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。豊富な企業経営の経験並びにこれに基づく高い見識のもとに、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、内部統制監査、業務監査等に関して必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、前事業年度における職務執行状況や報酬額の見積りの算定根拠、並びに当事業年度の会計監査人の監査計画の内容及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき相当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が解任するほか、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該議案を株主総会に提案いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社グループの業務の適正を確保するための体制を整備する。

- ① 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・社員就業規則等において、事業を適正かつ効率的に運営するため、誠実に法令、規程及び通達を遵守し、全力をあげてその職務の遂行に専念すべき義務を定める。
 - ・企業倫理については、NTTデータグループ倫理綱領に基づき、法令遵守を含む取締役及び社員の行動指針とする。
 - ・適法・適正な事業活動のため、法務部門によるリーガルチェックを実施する。
 - ・反社会的勢力とは取引関係を含む一切の関係を持たず、不当な要求に対しては毅然とした対応をとる。
 - ・健全な経営に向け、匿名・記名を問わず社員等からの情報を反映する内部通報制度を設け、通常の業務執行とは異なる情報伝達経路を確保することとし、当該社員等が内部通報制度受付窓口等に申告したことを理由として不利益な取扱いを受けることがないことを確保するための体制を整備する。
 - ・内部監査部門は、監査役・会計監査人と連携・協力の上、業務執行から独立した立場で内部監査を実行し、その結果を代表取締役社長に報告する。
 - ・金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の整備、運用を適切に行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・法令・定款、各種社内規程に従い、取締役の職務執行に係る文書その他の情報は、適切に保存及び管理を行う。
- ③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - ・予見可能なリスクを未然に防止するため、相互に監視及びチェックできる体制を整備し、事業運営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合に備え、損失を最小限にとどめるために必要な対応を行う。
 - ・発生したリスクは、管理本部において総合的に把握し取締役会等へ報告、検討の上、迅速かつ適切な措置を講じる。

- ④ 取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・組織の構成と各組織の職務範囲を定める組織規程及び権限の分掌を定める権限規程により、担当部門、職務権限、意思決定ルールを明確化する。
 - ・取締役会規則を定め、原則月1回開催される取締役会において経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行うとともに、定期的に職務の執行状況等について報告する。
 - ・執行役員制度により効率的な業務執行等を図るとともに、経営会議規程を定め、代表取締役社長が的確な意思決定を行うため、代表取締役社長及びその指名する役員等で構成する経営会議を随時開催する。
- ⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社の親会社である株式会社エヌ・ティ・ティ・データとは、相互の自主性・自律性を十分に尊重しつつ連携を図るとともに、同社との間の取引等について、法令に従い適切に行うこと等を基本方針とする。
 - ・子会社とは、一定の重要事項について、当社との間で協議又は報告を行わなければならないものとする。
 - ・子会社の健全性の確保の観点から、当社内部監査部門によるモニタリングを行う。
 - ・当社と子会社間の取引等について、法令に従い適切に行うことはもとより、適正な財務状況報告が行われる体制を整備する。
 - ・各子会社毎に自立的な経営を行うとともに、当社経営会議においてグループ全体の経営状況をモニタリングすることにより、効率的かつ効果的なグループ経営を推進する。
 - ・不祥事防止のため、社員教育や研修等を実施するとともに、匿名・記名を問わずグループ会社の社員等からの情報を反映する内部通報制度を設置することとし、当該社員等が内部通報制度受付窓口等に申告したことを理由として不利益な取扱いを受けることがないことを確保するための体制を整備する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に対する事項及び当該社員の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役の職務を補助すべき社員の設置を監査役が必要としたときは、当該社員が置かれる指揮命令系統・当該社員の地位・処遇等について取締役からの独立性を確保する体制を整えた上で、補助する社員を置くものとする。

- ⑦ 取締役及び社員が監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役が出席する会議、閲覧する資料、定例的又は臨時的に報告すべき当社と当社グループ会社に係る事項等を取締役と監査役の協議により定め、これに基づいて適宜報告を実施する。
 - ・ 監査役は、重要な意思決定の過程や業務執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ取締役及び社員に説明を求める権限を有する。
 - ・ 取締役及び社員は、各監査役からその業務執行に関する事項の報告を求められた場合は、速やかに報告する。
 - ・ 各監査役の求めに応じ、取締役、会計監査人、内部監査部門等はそれぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施する。
 - ・ 監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当該請求に基づき支払いを行う。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ・ 当社の取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するため、定時取締役会を13回、臨時取締役会を1回開催しました。また、常勤の取締役及び本部長を構成員とする経営会議を29回開催し、取締役会付議事項の審議や、月次業績のレビュー等を行っております。
- ・ 当社グループにおける業務の適正を確保するため、当社取締役は当社子会社の役員を兼務し、子会社の取締役会にて月次業績や重要事項の決議において確認をし、当社経営会議等にて適切に報告しております。
- ・ コンプライアンスに係る教育は定期的実施しており、当社及びグループ会社のコンプライアンスの意識向上を図っております。また、当社は内部通報窓口を設置し、コンプライアンスの実効性向上に努めております。
- ・ 監査を支える体制については、監査役を補助するスタッフを監査役の要請に基づき選任しております。また、監査役会は、代表取締役、会計監査人又は内部監査部門との会合を適宜実施するとともに、常勤監査役は、経営会議等の重要な会議に出席しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	4,086,228	流 動 負 債	1,597,487
現金及び預金	2,857,012	買掛金	333,691
売掛金	1,033,015	未払法人税等	911
たな卸資産	30,008	賞与引当金	127,223
その他	166,192	前受金	1,004,608
固 定 資 産	2,085,727	その他	131,052
有 形 固 定 資 産	162,112	固 定 負 債	570,316
建物	105,590	退職給付に係る負債	493,031
工具器具及び備品	56,522	資産除去債務	77,284
無 形 固 定 資 産	1,296,003	負 債 合 計	2,167,803
ソフトウェア	973,045	純 資 産 の 部	
ソフトウェア仮勘定	322,885	株主資本	3,968,259
その他	72	資本金	738,756
投資その他の資産	627,611	資本剰余金	668,756
投資有価証券	204,697	利益剰余金	2,959,402
敷金及び保証金	201,961	自己株式	△398,654
繰延税金資産	220,923	その他の包括利益累計額	35,892
その他	29	為替換算調整勘定	35,892
資 産 合 計	6,171,956	純 資 産 合 計	4,004,152
		負 債 純 資 産 合 計	6,171,956

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	5,912,604
売 上 原 価	3,484,178
売 上 総 利 益	2,428,426
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,259,985
営 業 利 益	168,441
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	35
受 取 配 当 金	100
イ ベ ン ト 協 賛 金	7,250
そ の 他	3,579
営 業 外 費 用	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	6,901
為 替 差 損	1,938
固 定 資 産 除 却 損	204
経 常 利 益	170,362
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	170,362
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	81,287
法 人 税 等 調 整 額	△18,270
当 期 純 利 益	107,344
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	107,344

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年4月1日 首残高	738,756	668,756	2,973,175	△398,515	3,982,172
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	△121,118	-	△121,118
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	107,344	-	107,344
自己株式の取得	-	-	-	△139	△139
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△13,773	△139	△13,913
2021年3月31日 期末残高	738,756	668,756	2,959,402	△398,654	3,968,259

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	為 替 調	換 算 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	他 利 益 合 計	
2020年4月1日 首残高		36,088		36,088	4,018,261
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当		-		-	△121,118
親会社株主に帰属する 当期純利益		-		-	107,344
自己株式の取得		-		-	△139
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)		△195		△195	△195
連結会計年度中の変動額合計		△195		△195	△14,108
2021年3月31日 期末残高		35,892		35,892	4,004,152

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	4,053,450	流 動 負 債	1,595,149
現金及び預金	2,687,200	買掛金	326,501
売掛金	1,033,688	未払金	75,463
たな卸資産	27,417	未払費用	49,266
前渡金	1,044	未払法人税等	841
前払費用	149,407	賞与引当金	111,552
関係会社短期貸付金	174,000	前受金	1,001,222
その他	11,142	その他	30,302
貸倒引当金	△30,450		
固 定 資 産	2,137,420	固 定 負 債	570,316
有形固定資産	156,812	退職給付引当金	493,031
建物	105,590	資産除去債務	77,284
工具器具及び備品	51,221		
無形固定資産	1,294,908	負 債 合 計	2,165,465
ソフトウェア	971,950	純 資 産 の 部	
ソフトウェア仮勘定	322,885	株 主 資 本	4,025,405
その他	72	資 本 金	738,756
投資その他の資産	685,699	資 本 剰 余 金	668,756
投資有価証券	205,200	資本準備金	668,756
関係会社株式	10,000	利 益 剰 余 金	3,016,547
関係会社長期貸付金	50,000	その他利益剰余金	3,016,547
敷金及び保証金	200,131	繰越利益剰余金	3,016,547
繰延税金資産	220,338	自 己 株 式	△398,654
その他	29		
資 産 合 計	6,190,870	純 資 産 合 計	4,025,405
		負 債 純 資 産 合 計	6,190,870

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		5,902,394
売上原価		3,504,706
売上総利益		2,397,687
販売費及び一般管理費		2,228,880
営業利益		168,807
営業外収益		
受取利息	316	
受取配当金	1,300	
イベント協賛金	7,250	
関係会社貸倒引当金戻入額	9,410	
その他	3,210	21,487
営業外費用		
固定資産除却損	0	
為替差損	1,755	1,755
経常利益		188,539
税引前当期純利益		188,539
法人税、住民税及び事業税	81,217	
法人税等調整額	△19,614	61,603
当期純利益		126,936

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
				繰越利益 剰 余 金				
2020年4月1日期首残高	738,756	668,756	668,756	3,010,730	3,010,730	△398,515	4,019,727	4,019,727
事業年度中の変動額								
剰余金の配当	-	-	-	△121,118	△121,118	-	△121,118	△121,118
当期純利益	-	-	-	126,936	126,936	-	126,936	126,936
自己株式	-	-	-	-	-	△139	△139	△139
事業年度中の変動額合計	-	-	-	5,817	5,817	△139	5,678	5,678
2021年3月31日期末残高	738,756	668,756	668,756	3,016,547	3,016,547	△398,654	4,025,405	4,025,405

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 桑 本 義 孝 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 東 大 夏 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマートの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	桑	本	義	孝	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	東		大	夏	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマートの2020年4月1日から2021年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート 監査役会

常 勤 監 査 役	(社外監査役)	坂 本	茂	Ⓜ
監 査 役	(社外監査役)	川 畑	文 昭	Ⓜ
監 査 役		河 西	謙 治	Ⓜ

以 上

当社株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について

【株主の皆様へのお願い】

新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、健康状態に関わらずご来場をお控えいただき、インターネット又は書面による議決権行使を行っていただくようお願い申し上げます。

【当日ご来場される株主様へお願い】

1. マスクの着用とアルコール消毒液のご使用にご協力をお願いいたします。
2. 株主総会開催日時点での国内における感染状況やご自身の体調をご確認の上、ご来場についてご判断くださいますようお願い申し上げます。
3. 当日ご来場の株主様で体調不良とお見受けした方には、当社スタッフがお声がけし、ご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

【当社の対応】

1. 感染予防及び拡散防止のために、当社スタッフはマスクを着用、役員及び議長席へのアクリル板の設置をさせていただきます。
2. ご来場の株主様へはマスクの着用をお願いさせていただきます。なお、マスクを着用頂けない場合は、ご入場をお断りさせていただきます。
3. 当日、入場時に体温を計測させていただきます。なお、37.5度以上の発熱が確認された場合はご入場をお断りさせていただきます。
4. ソーシャルディスタンスを十分確保するため、例年よりも座席数を減らしての開催とさせていただきます。このため、万が一満席となった場合は、ご入場をご遠慮いただく場合がございます。
5. 今後の状況によりましては対応等を変更する場合がございます。株主の皆様にお知らせすべき事項が発生した場合には、順次、当社ウェブサイト (<https://www.intramart.jp/ir/>) に掲載をさせていただく予定としております。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。